

伊予市人事行政の 運営等の状況を 公表します。

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2
及び伊予市人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例(平成17年伊予市条例第220号)に基づき、伊予
市の人事行政の運営等の状況概要を公表します。

詳しくは、伊予市ホームページでご覧になれます。

(<http://www.city.iyo.ehime.jp/>)

■給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況

(平成17年度一般会計決算)

区分	人口 (人)	歳出額 (千円)	実質収支 (千円)	人件費 (千円)	人件 費率 (%)	【参考】 16年比 率(%)
17年度	40,608	17,486,039	1,052,692	2,853,107	16.3	18.1

※人口：住民基本台帳人口(18年3月31日現在)

②職員給与費の状況

(平成17年度一般会計決算)

職員数 (人)	職員給与費				1人当りの 給与費 (千円)
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉 (千円)	計 (千円)	
372	1,352,010	257,885	543,714	2,153,609	5,789

※職員手当には、退職手当は含まれません。

③ラスパイルス指数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	16年	17年	18年
伊予市	96.5	94.4	93.7
県内市平均	96.8	95.0	94.8

※ラスパイルス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数字です。

※16年の伊予市の数値は、旧伊予市の数値になっています。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職		教育職	
	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)
伊予市	42.02	327,900	51.01	265,800	39.03	293,800
県内市 平均	42.03	329,700	47.11	283,500		

②初任給の状況

(平成18年4月1日現在)

区分		伊予市	
		初任給 (円)	採用2年経過 給料額(円)
一般行政職	大学卒	170,200	183,800
	高校卒	138,400	148,000
技能労務職	高校卒	135,600	145,100
	中学卒	127,700	133,500
教育職	大学卒	170,200	183,800
	短大卒	151,000	164,900

※経過給料額は、平均的な金額を記入しています。

■一般行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	主事補・技師補・主事・技師・保育士・教諭	23	9.4
2級	主事・技師・保育士・教諭	44	18.0
3級	主査・主任	75	30.6
4級	主幹・副主幹・主査・主任	56	22.8
5級	主幹・副主幹(4級の主幹・副主幹を除く)	16	6.5
6級	課長・所長・局長	23	9.4
7級	部長・所長・局長(6級の所長・局長を除く)	8	3.3
	計	245	100.0

※平成18年4月から、9級制から7級制に変更しています。

■職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

		職員数		対前年 増減数
		17年度	18年度	
一般行政職	議会	3	3	0
	総務企画	72	75	3
	税務	24	28	4
	民生	95	104	9
	衛生	26	21	△5
	労働	0	0	0
	農林水産	26	24	△2
	商工	6	5	△1
	土木	34	31	△3
		小計	286	291
特別行政職	教育	75	69	△6
	小計	75	69	△6
公営企業等	病院	7	6	△1
	水道	12	11	△1
	下水道	11	12	1
	その他	21	18	△3
	小計	51	47	△4
	総合計	412	407	△5

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成18年4月1日現在)

年齢区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳
職員数(人)	0	0	30	56	68	40	37
割合(%)	0	0	7.4	13.7	16.7	9.8	9.1

年齢区分	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	44	39	43	48	2	407
割合(%)	10.8	9.6	10.6	11.8	0.5	100.0

(3) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

		17年 (計画始期)	18年 (1年目)	19年 (2年目)	計	(参考) 数値目標
		一般行政	職員数	286	291	291
	増減		5	5	5	
教育	職員数	76	70	70	70	
	増減		△6	△6	△6	
公営企業等会計	職員数	51	47	47	47	
	増減		△4	△4	△4	
計	職員数	413	408	408	402	
	増減		△5	△5	△5	

※計画期間は、17年～22年の5年間です。

※職員数には、教育長を含みます。

■特別職の報酬等の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	給料月額	【参考】 県内各市における最高・最低額
給料		
市長	873,000円	1,120,000円・855,000円
助役	677,000円	899,000円・673,200円
収入役	589,000円	787,000円・589,000円
報酬		
議長	429,000円	732,000円・399,000円
副議長	348,000円	654,000円・326,000円
議員	318,000円	623,000円・300,000円
期末手当		
市長・助役・収入役	(支給割合) 3.35月分	
議長・副議長・議員	(支給割合) 3.35月分	
退職手当		
	(算定方式)	(1期の手当額)
市長	月額×46/100×在職月数	19,677,420円
助役	月額×27/100×在職月数	8,956,710円
収入役	月額×24/100×在職月数	6,926,640円

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込み額です。

■服務規律保持のための取り組み状況

市は、伊予市職員倫理規定を制定し、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

また、飲酒運転による事故の多発により、平成18年9月25日に「伊予市職員の懲戒処分に関する指針」の見直しを実施し、厳罰で対応することとしています。

■勤務成績の評定の状況

平成18年3月、「伊予市人材育成基本方針」に基づき、人事評価システムを効果的かつ適正に運用するために「伊予市人事評価システム運用指針」を策定し、勤務成績の評定を行うこととしています。

なお、平成18年度については、評価者訓練等の試験運用期間とし、平成19年度から本格実施し、昇格・昇給・勤勉手当に勤務成績が反映することとなります。

■問い合わせ

総務課人事担当(☎982-1111、内線560・561)



■職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

(平成18年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.4	0.725	2.125
12月期	1.6	0.725	2.325
計	3.0	1.45	4.450

※職制上の段階・職務の級等による加算措置があります。

②退職手当

(平成18年4月1日現在)

	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算額	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	
1人当たりの平均支給額	1,941千円	24,235千円

③特殊勤務手当

(平成18年4月1日現在)

区分	全職種
支給実績	1,025千円
支給職員1人当たりの平均支給年額	33,090円
職員全体に占める支給職員の割合	8.3%
1人当たり平均支給月額	7,700円

※「支給実績」・「支給職員1人当たりの平均支給年額」は、平成17年度決算額です。

④時間外勤務手当

(平成17年度決算)

支給実績	112,379千円
職員1人当たりの平均支給年額	302千円

⑤その他の手当

(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績(千円)	支給職員1人当たり平均支給額(円)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (例) 配偶者 13,000円 子 6,000円	44,995	120,954
住居手当	持家居住者 3,500円 借家居住者 27,000円(支給限度額)	26,549	71,370
通勤手当	○交通用具使用者 片道2~5km 2,000円 片道5~10km 4,100円 片道10~15km 6,500円 片道15~20km 8,900円 以後距離数によって金額が決定されます。(1か月当たりの支給限度額24,500円) ○交通機関使用者 最長6か月の定期券等の価格による一括支給(1か月当たりの支給限度額55,000円)	13,436	36,119
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 部長級 給料の12% 課長級 給料の10% 主幹級 給料の8%	47,749	128,358

※部長級の管理職手当は、平成18年度から15%を12%に変更しています。